

【16-5 後見開始の審判の取消申立事件】

2 平成27年(家)第××号 後見開始の審判の取消申立事件

審判

4 住 所 A県B市C町×丁目×番××号

申立人（成年後見人） 甲山一郎

6 本籍 D県E市F町×丁目××番地

7 住 所 D県E市F町×丁目××番×号

成年被後見人

成年被後見人 甲 山 花 子

昭和 14 年 9 月 × 日 生

主文

11 1 当裁判所が平成25年3月×日に成年被後見人についてした後見開始の審
12 判を取り消す。

13 2 手続費用は、成年被後見人の負担とする。

理由の要旨

理由の要旨

15 1 申立ての趣旨

16 主文1と同旨

17 2 当裁判所の判断

18 一件記録によると、成年被後見人については、精神上の障害により事理を弁識
19 する能力を欠く常況が消滅したものと認められる。

20 そうすると、本件申立ては理由があるので、主文のとおり審判する。

21 平成28年10月×日

E家庭裁判所

裁 判 官 △ △ △ △